

同和問題(部落差別)とは

日本固有の^{じんげん}人権問題である同和問題(部落差別)は、同和地区・^{ひさべつ}被差別部落などと呼ばれる^{ちいき}地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、^{けっこん}結婚を反対されたり、^{しゅうしょく}就職や^{にちじょう}日常生活のうえで様々な差別を受けるといった問題です。

この問題は、日本社会の^{れきしてきはってん}歴史的発展の過程で形づくられた^{いしき}身分的差別による差別意識が、現代社会にいまだに残っているために起きています。

昭和22年(1947年)に施行された「^{しこう}日本国憲法」は、^{きほんてきじんげん}基本的人権の尊重を掲げており、^{しんしゆ}第14条で「すべて国民は、法の下に平等であって、^{しんじゆ}人種、^{しんじょう}信条、^{せいべつ}性別、^{しゃかいてきみぶんまた}社会的身分又は^{もんち}門地により、^{せいじてき}政治的、^{けいざいてきまた}経済的又は^{しゃかいてきかんけい}社会的関係において、差別されない」と定めています。

また、昭和23年(1948年)に^{こくさいれんごう}国際連合が採択した「^{じんげんせんげん}世界人権宣言」にも、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、^{そんげん}尊厳と^{けんり}権利とについて平等である。」とうたわれています。

^{けんぽう}新憲法の下での新しい一歩でしたが、同和地区・^{ひさべつ}被差別部落などと呼ばれる^{ちいき}地域では、依然として^{いぜん}劣悪な生活環境が^{かんきょう}改善されなかったことから、昭和40年(1965年)の同和^{たいさくしんぎかいとうしん}対策審議会答申において、「同和問題は^{じんるいふへん}人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、^{けんぽう}日本国憲法によって^{ほしょう}保障された^{きほんてきじんげん}基本的人権に関わる課題である。(中略)その^{かいけつ}早急な解決こそ^{せきむ}その国の責務であり、同時に^{こくたいてき}国民的課題である。」とされました。

これを踏まえて、昭和44年(1969年)に「^{たいさくじぎょうとくべつそちほう}同和対策事業特別措置法」が施行され、平成13年(2001年)度まで特別法に基づく^{じっし}各種事業が実施され、同和地区の^{かんきょう}住宅や^{かいぜん}道路などの^{かんきょう}物的な生活環境は大きく改善されました。

その後も、「^{じんげんきょういくおよ}人権教育及び^{じんげんけいはつ}人権啓発の推進に関する法律」により^{じんげん}人権尊重の理念の普及と^{りかい}国民理解の^{そくしん}促進に取り組んできましたが、現在もなお^{ひさべつ}部落差別が存在し、これを^{かいしょう}解消することが重要な課題であるとの^{にんしき}認識のもと、平成28年(2016年)12月に^{ぶらくさべつかいしょう}部落差別解消^{すいしんほう}推進法が施行されました。

考えてみましょう！

問1 差別とは？

答1 誤った^{あやま}知識や^{へんけん}偏見、^{てんきよ}根拠のない^{うさ}うさなどにより正当な理由もなく、^{ふり}不利益を^{きょうせい}強制することや^{あつが}不平等な扱いをすることが差別です。
同和問題について正しく^{りかい}理解していないと差別発言などとなって表面化します。

問2 どのような差別があるのですか？

- 答2** 最近でも、次のような差別があります。
- ・インターネット上の差別書き込み → 詳しくは 3ページ へ
 - ・同和地区の問い合わせ → 詳しくは 5ページ へ
 - ・^{みもとちやうさ}身元調査 → 詳しくは 7ページ へ
 - ・差別発言・差別落書き → 詳しくは 9ページ へ



学習を深めるために！

同和問題解決に向けての思い

令和3年(2021年)の^{じんげん}人権に関する^{かん}県民意識調査の結果では、「^{かいけつ}同和問題の解決に向けての思い」について、「^{じぶん}自分のできる限りの努力をしたい」との回答は15.8%でした。
私たち一人ひとりが^{みづか}自らの課題として捉え、^{とら}解決に向けて^{かいけつ}取り組むことが必要です。

同和問題^{かいけつ}解決に向けての思い

